

広島市立大学学生寮管理業務
公募型プロポーザル手続開始の公示

2026年1月27日

次のとおり、企画提案書を募集します。

公立大学法人広島市立大学
理事長 前田香織

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立大学学生寮管理業務

(2) 履行場所

ア 学生寮「もみじ」 広島市安佐南区大塚東三丁目4番2～5号

イ 国際学生寮「さくら」 広島市安佐南区大塚東三丁目4番6号

(3) 業務内容

別紙「広島市立大学学生寮管理業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間

(5) 上限額

本業務に係る1年間の委託料の上限額は、次のとおりとする。

28,512,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

なお、委託期間中に消費税率が引き上げられた場合は、委託料を増額するなどの適切な措置を講じる。本学からの委託事業者への支払は、毎月払とする。

(6) 事業担当課

広島市立大学事務局学生支援室（学生支援グループ）

住所：〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

電話：TEL 082-830-1522

E-mail: gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp

2 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 公立大学法人広島市立大学契約規程第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 2025年度において、広島市競争入札参加資格者として「物品の売買、借り入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目の「30-15 その他」又は「施設維持管理業務」の登録種目「56 常駐警備」に登録されている者であること。
- (3) 参加申込時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 公告の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、公立大学法人広島市立大学の指名停止措置又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札

参加資格の取り消しを受けていない者であること。

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 公募型プロポーザル説明書等の配布方法

公募型プロポーザル説明書及び応募書類書式等は、広島市立大学のホームページからダウンロードできる。(http://www.hiroshima-cu.ac.jp/)

※なお、これにより難い場合は、次のとおり本学の学生支援室で交付するので、来学して入手することができる。

(1) 交付期間

公告の日から2026年2月24日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(6)に同じ。

4 公募型プロポーザル参加申込

(1) 申込期間

公示日から2026年2月9日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)及び必要な添付書類を前記1(6)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと)で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

5 履行場所の現地確認

本プロポーザルへの応募を検討している者であって、履行場所の現地確認を希望する者に対し、2026年2月2日(月)に現地確認を実施する。現地確認を希望する場合は、前日1月30日(金)までに前記1(6)の事業担当課まで連絡すること。なお、当日、急遽、現地確認ができない場合には別途調整を行う。

6 質問の受付と回答

(1) 提出期限

2026年2月4日（水）午後5時15分

- (2) 提出場所
前記1(6)と同じ。
- (3) 提出方法
仕様書等に関する質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。
- (4) 質問に対する回答
質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、広島市立大学ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限
2026年2月24日（火）午後5時15分
- (2) 提出場所
前記1(6)と同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

8 受託候補者の特定

- (1) 企画提案書の審査は広島市立大学学生寮管理業務プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 審査基準
公募型プロポーザル説明書による。
- (3) 結果の通知
審査後に、企画提案参加者全員の名称及び評価結果、受託候補者の特定結果等について、企画提案参加者に通知するとともに、本学ホームページで公表する。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、本学に当該契約書を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) その他
詳細は公募型プロポーザル説明書による。